実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
津市安濃町	荒木地区	令和4年3月13日	

1 対象地区の現状

, ,	3. 5		
①地区内の耕地面積			а
27	3,276	а	
(3)±	③地区内における 65才以上 の農業者の耕作面積の合計		
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	171	а
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	388	а
4 ±	④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 !		а
(1)	備考)		

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積よりも、65才以上で後継者未定の農業者の 耕作面積の方が多いが、安濃地域全域を考慮すると、安濃川左岸地域であり優良な農地である。

また、本地区を活動の拠点とする中心経営体は存在しないが、優良な農地が多いため、複数の経営体が入作しており、担い手には恵まれた地区である。しかし、中心経営体への農地の集約化が進んでおらず、集約化を行うことにより、更なる農作業効率の向上を目指し、引き受け面積の拡大を目指す。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

安濃地域(安濃町内全域)の各地区において、まずは各地区での各中心経営体の農地の集約化を目指し、中心経営体の営農効率の向上を図り、中心経営体が引き受け可能な農地面積の拡大を図る取り組みを検討している。

本地区は、本地区を活動の拠点とする中心経営体が存在しないが、優良農地となる安濃川左岸地区であるため、複数の中心経営体が存在するも、農地の集約化は進んでおらず、各中心経営体の農地が 点在しているため、それらの各中心経営体への農地の集約化を図り、更なる営農効率の向上を目指す。

※現在、中心経営体(担い手)として人・農地プランに掲載されている人数:3名

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

安濃地域(安濃町内全域)の全地区での人・農地プランの実質化に伴い、安濃地域全地区共通の基本的な方針として、まずは各中心経営体への集積・集約を目指し、中心経営体の営農効率の向上を図ることに地区が協力する。そして、各中心経営体の営農効率が向上し、更なる新規の農地の受け入れが可能となれば、今後発生するであろう個人農家の耕作できなくなった農地の受け手となってもらい、安濃地域全体で耕作放棄地や荒廃農地の発生を防いでいく。さらにその後、地区を越えての集積・集約を目指し、中心経営体自体が営農を出来なくなった場合のことも考慮し、次の中心経営体等がその農地へ入りやすいよう各地区が協力していくといった基本方針がある。

本地区においても、その基本方針に沿った取組を行っていく予定であり、そのためには、各地区での標準的な農地の賃貸借料金等の設定や基本的作業の確認等を行い、安濃町内の各中心経営体と連携しながら、諸条件について検討をしていくことを推進していく。

さらには、中間管理事業による基盤整備等を行い、現在、本地区で活動する中心経営体や、今後、 入作を希望する経営体(認定農業者、認定新規就農者等含む。)の営農効率向上に努め、5~10年 後も地域農業が存続していけるよう、本地区としても取り組んでいきたいと考える。